

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通 ※予防支援事業所も同様	全ての届出に添付	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料不要
	特別地域加算	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料不要
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等における小規模事業所加算に関する確認書(参考様式3)
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等における小規模事業所加算に関する確認書(参考様式3)
	特定事業所集中減算	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料不要
	特定事業所加算 (加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算A)	<p>【加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算A】 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※算定開始月のもの ・特定事業所加算確認表(別紙36付表) ・介護支援専門員についての研修計画 ・主任介護支援専門員研修修了証書の写し ・岡山県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録決定通知書の写し <p>【加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) <p>【加算Aの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(A)に係る届出書(別紙36-2)
	特定事業所医療介護連携加算 ※特定事業所加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれかを算定していることが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) ・特定事業所加算確認表(別紙36付表) ・退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上であることが確認できる資料 ・ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していることが確認できる資料 ※令和7年3月31日までの間は、5回以上算定している場合算定可
	ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) ・根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類